

中期目標期間終了時評価に係る実績報告書作成要領、評価作業 マニュアルの策定に当たり検討すべき主な事項及びその対応（案）

令和 4 年度に実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「法人」という。）の第 3 期中期目標期間終了時評価（以下「終了時評価」という。）については、評価実施要項※1に基づき、法人向けの「実績報告書作成要領」※2、評価者向けの「評価作業マニュアル」※3を策定する必要がある。

- ※1 中期目標期間における教育研究の状況の評価するに当たり、評価の方法や体制などの大枠をまとめたもの。
- ※2 法人が実績報告書（達成状況報告書）を作成するに当たっての要領をまとめたもの。終了時評価においては、中期目標に関する達成状況評価のみ実施し、学部・研究科等の現況分析や研究業績水準判定は実施しない。
- ※3 評価者が評価するに当たっての評価基準や評価方法をまとめたもの。

なお、4 年目終了時評価では、現況分析を行うことで教育研究の実施状況や成果を学部・研究科等单位できめ細かく把握したが、終了時評価では、文部科学省国立大学法人評価委員会の決定により、評価の効率化を図るため、学部・研究科等の現況分析や研究業績水準判定は実施せず、中期目標の達成状況評価のみを実施することになっている。



第3期中期目標期間の教育研究評価では 4年目終了時評価(2020年度)が重視される

- **4年目終了時評価**（国立大学法人法第31条の2第1項第2号）の結果を踏まえ、中期目標期間終了時までに文部科学大臣による「業務継続の必要性」「組織・業務全般の見直し」を実施（同法第31条の4第1項）。
⇒ **第4期中期目標・中期計画の策定、運営費交付金の配分へ**
- **4年目終了時評価**において「6年間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況を評価」することにより、中期目標期間終了時評価（2022年度実施）における法人の作業負担を軽減。 ⇒ **評価の効率化**

【参考：国立大学法人法（抄）】

第三十一条の二 国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない
二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

第三十一条の四 文部科学大臣は、評価委員会が第三十一条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。

7

<平成 30 年 7 月 国立大学法人等評価実務担当者説明会資料より抜粋>

《主な検討事項》

【検討事項①：「顕著な変化」の考え方】

- 評価実施要項では、終了時評価の達成状況報告書には、法人が4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した場合、該当する中期計画ごとに5、6年目の実施状況などが記載されることになっている。

(1) 書面調査

書面調査は、達成状況判定会議を構成する各グループが実施します。国立大学法人等から提出された達成状況報告書及び教育研究活動に関連する様々なデータを基に、4年目終了時評価結果を参照の上、以下の手順で中期計画の実施状況、小項目ごとの達成状況、中項目ごとの達成状況の調査・分析を行います。

① 中期計画ごとの実施状況の分析

達成状況報告書には、国立大学法人等が4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した中期計画ごとに、2020年度、2021年度の具体的な実施状況及び判定の結果等が記述されています。また、4年目終了時評価結果において「改善を要する点」として指摘した事項に対する改善状況（以下「改善を要する点」の改善状況」という。）が記述されています。

評価者は、中期計画の取組や活動、成果の内容等がどのような状況にあるのか分析し、以下の区分により判定（3段階）を行います。また、「改善を要する点」の改善状況を分析します。

<評価実施要項 第3部「中期目標期間終了時評価の実施体制、プロセス、方法」より抜粋>

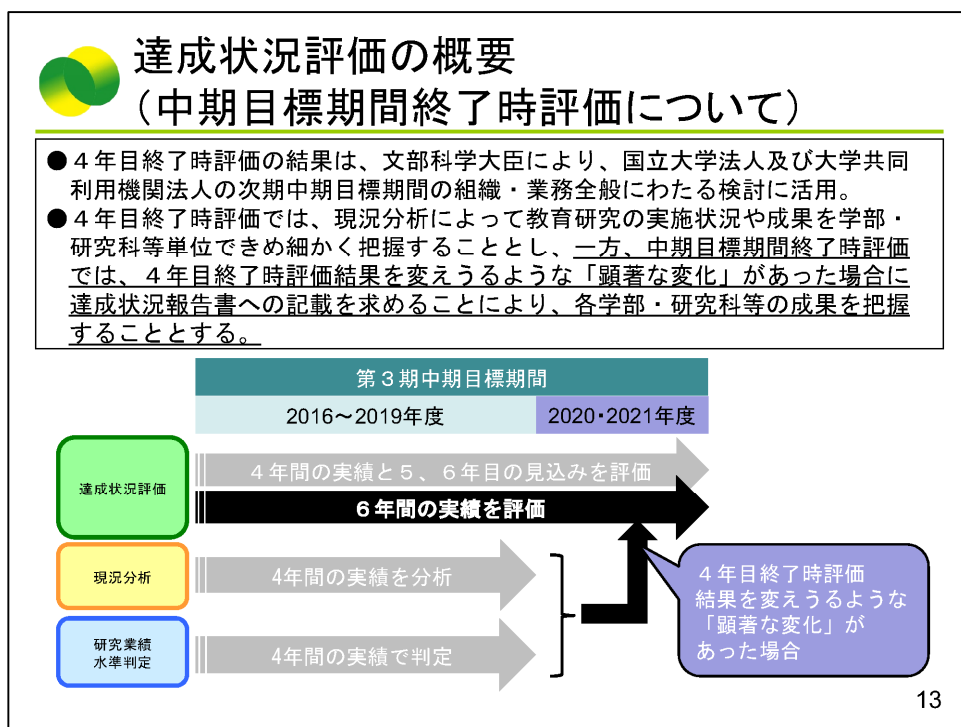
- 法人による自己評価と達成状況報告書の作成作業、評価者による評価作業の双方を円滑に進めるため、「4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化」について、どのような共通認識を持つことが考えられるか。
 - この共通認識が不十分なまま、法人が判断する「顕著な変化」に基づき達成状況報告書を作成してしまうと、評価者が考える「顕著な変化」との間で、認識のズレが大きくなり、例えば、達成状況報告書における「顕著な変化」に係る記載に対し、評価者がまったく取り上げなかった場合、法人にとっては不毛な作業が多くなり、いわゆる「評価疲れ」を引き起こしかねない。このことについては、評価者が考える「顕著な変化」を正確に把握できない可能性も想定される。
 - ⇒ 「顕著な変化」とは、「中期計画の進展に伴う小項目の顕著な変化」としてはどうか。また、中期計画の顕著な変化については、あくまで4年目終了時評価の際に達成状況報告書に記載されていた「2020、2021年度の実施予定」に即して説明してもらうような達成状況報告書の様式としてはどうか。

【検討事項②：定量的指標（数値目標）の取扱い】

- 各法人の中期計画における定量的指標（数値目標）の達成状況に関し、終了時評価ではどのように取り扱うことが考えられるか。
 - 定量的指標の達成状況について、達成状況報告書に記載（申告）されない可能性が残ってしまうため、評価の公平性の観点から問題が生じる。
 - ⇒ 終了時評価においては、定量的指標の達成状況に関し、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化に関する判断について、法人と評価者のかい離を抑え、評価の公平性を確保する観点から、法人が達成状況報告書を提出する際にすべての達成状況を確認することとしてはどうか。

【検討事項③：5、6年目の学部・研究科等の実績の取扱い】

- 終了時評価では、学部・研究科等の現況分析や研究業績水準判定を実施しないこととしているが、法人からは、5、6年目の学部・研究科等の実績が評価されないとの声があったため、5、6年目に中期目標・中期計画の達成状況に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書への記載を求めることにより、学部・研究科等の実績を把握することとしている。



<平成30年7月 国立大学法人等評価実務担当者説明会資料より抜粋>

○ そこで、法人が「顕著な変化」があったとして記入する学部・研究科等の実績を中期目標・中期計画の達成状況の観点から評価者が評価するに当たり、法人全体で評価する達成状況評価において、評価者の共通認識の下、どのように評価し、内容によっては判定結果に作用させることが考えられるか。

⇒ 既存の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての達成状況評価における共通方針（以下、「共通方針」という。）について、学部・研究科等の実績を評価するに当たっての考え方を整理し、国立大学教育研究評価委員会で審議の上、方針の改訂を行ってはどうか。

【検討事項④：達成状況報告書の様式】

○ 終了時評価の達成状況報告書について、第1期中期目標期間における教育研究評価の確定作業を参考に※4、社会及び評価者にとって分かりやすい内容になるよう、どのような様式が考えられるか。

※4 第2期中期目標期間における教育研究評価では、4年目終了時評価がなく、終了時評価のみのため。

⇒ 別紙「中期目標の達成状況報告書（第3期中期目標期間終了時）」のような様式としてはどうか。

◆ なお、中期目標の達成状況に関し、法人が4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があると判断した場合には、学部・研究科等の実績も記載できるようにしておく必要がある。

【検討事項⑤：評価体制の編成方針】

○ 終了時評価の評価体制（達成状況判定会議など）について、どのような編成が考えられるか。

→ 第1期中期目標期間における教育研究評価の確定作業（平成22年度実施）では、各法人の規模等に応じて、8グループの達成状況判定会議を編成し、各グループにグループリーダー（8名）、主担当（30名）、有識者（8名）の計46名の評価者が参画している。主担当は、グループ内で最大4法人を担当しており、グループ内の他法人の副担当も兼ねていた。

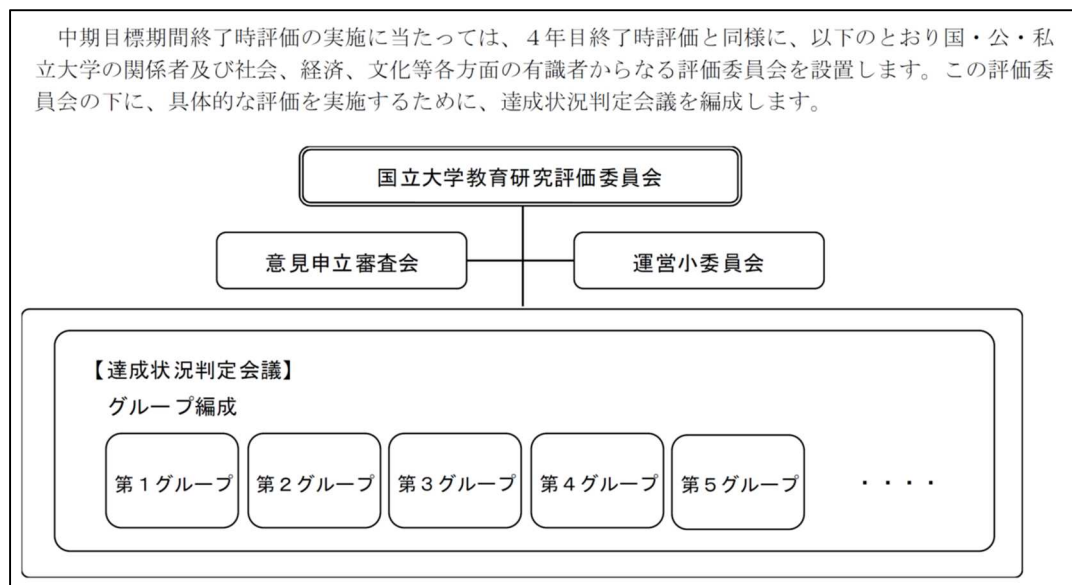
⇒ 4年目終了時評価と同様に、終了時評価においても8グループ編成とし、第1期確定と同様、グループの下にチームは編成しないこととしてはどうか。

また、法人が4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した場合には、学部・研究科等の実績も含めて達成状況報告書に記載できるようにすることから、1法人当たりの評価作業の負担が増えることが見込まれる。1人の

主担当が担当する法人数は、第1期確定の最大4法人から3法人に変更してはどうか。

＜終了時評価の実施体制（案）＞

- ・ グループリーダー：8名
- ・ サブリーダー：8名
- ・ 主担当：43名（評価者一人当たり最大3法人を担当）
- ・ 副担当：8名
- ・ 有識者：8名



＜評価実施要項 第3部「中期目標期間終了時評価の実施体制、プロセス、方法」より抜粋＞

【検討事項⑥：新型コロナウイルス感染症の影響】

- 新型コロナウイルス感染症による大学運営・教育研究への影響について、どのような要因によって判断することが考えられるか。
 - 法人の中期目標や、所在する地域によってもその影響の大きさが異なる場合（緊急事態宣言の発出対象地域かどうか、など）があり得る。
 - ⇒ 既存の共通方針に加え、新型コロナウイルス感染症による影響要因に関する具体的な判断基準について、国立大学教育研究評価委員会で審議の上、方針の改訂を行ってはどうか。